

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

知事、教育委員会および病院事業の事務部局ならびに教育機関における事務事業の見直しによる事務の縮小、廃止および拡大に伴い、平成 26 年度におけるそれぞれの部局の定数を改定するため、滋賀県職員定数条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 知事の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、病院事業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとします。(第 2 条関係)
- (2) この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県職員定数条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,066</u>人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 28人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>209</u>人</p> <p>(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人</p> <p>(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 人事委員会の事務部局の職員 10人</p> <p>(9) 地方公営企業の事務部局の職員 69人</p> <p>(9)の2 病院事業の事務部局の職員 <u>1,035</u>人</p> <p>(10) 教育機関の職員 校長および教員 <u>3,361</u>人 校長および教員以外の職員 <u>678</u>人 計 <u>4,039</u>人</p> <p>ア 高等学校の職員 校長および教員 <u>2,230</u>人 校長および教員以外の職員 <u>447</u>人 計 <u>2,677</u>人</p> <p>イ 中学校の職員 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人</p> <p>ウ 特別支援学校の職員 校長および教員 <u>1,092</u>人 校長および教員以外の職員 <u>163</u>人 計 <u>1,255</u>人</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 知事の事務部局の職員 <u>3,051</u>人</p> <p>(2) 議会の事務部局の職員 28人</p> <p>(3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 6人</p> <p>(4) 監査委員の事務部局の職員 15人</p> <p>(5) 教育委員会の事務部局の職員 <u>214</u>人</p> <p>(6) 労働委員会の事務部局の職員 14人</p> <p>(6)の2 収用委員会の事務部局の職員 3人</p> <p>(7) 漁業調整委員会の事務部局の職員 2人</p> <p>(8) 人事委員会の事務部局の職員 10人</p> <p>(9) 地方公営企業の事務部局の職員 69人</p> <p>(9)の2 病院事業の事務部局の職員 <u>1,054</u>人</p> <p>(10) 教育機関の職員 校長および教員 <u>3,397</u>人 校長および教員以外の職員 <u>665</u>人 計 <u>4,062</u>人</p> <p>ア 高等学校の職員 校長および教員 <u>2,261</u>人 校長および教員以外の職員 <u>436</u>人 計 <u>2,697</u>人</p> <p>イ 中学校の職員 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人</p> <p>ウ 特別支援学校の職員 校長および教員 <u>1,097</u>人 校長および教員以外の職員 <u>162</u>人 計 <u>1,259</u>人</p>

エ 学校以外の教育機関の職員 65人

(11) 合計 8,496人

以下省略

エ 学校以外の教育機関の職員 64人

(11) 合計 8,528人

以下省略

各部局別職員定数改定増減表

(単位：人)

部 局	現 行	改正案	増 減	摘 要		
知事の事務部局	3,066	3,051	△ 15			
議会の事務部局	28	28	0			
選挙管理委員会の事務部局	6	6	0			
監査委員の事務部局	15	15	0			
教育委員会の事務部局	209	214	5			
労働委員会の事務部局	14	14	0			
収用委員会の事務部局	3	3	0			
漁業調整委員会の事務部局	2	2	0			
人事委員会の事務部局	10	10	0			
地方公営企業の事務部局(企業庁)	69	69	0			
病院事業庁の事務部局	1035	1,054	19			
教 育 機 関	校長、教員	3,361	3,397	36		
	校長、教員以外の職員	678	665	△ 13		
	計	4,039	4,062	23		
	ア 高 等 学 校	校長、教員	2,230	2,261	31	うち教育職以外の職員 △4
		校長、教員以外の職員	447	436	△ 11	
		計	2,677	2,697	20	
	イ 中 学 校	校長、教員	39	39	0	
		校長、教員以外の職員	3	3	0	
		計	42	42	0	
	ウ 特 別 支 援 学 校	校長、教員	1,092	1,097	5	うち教育職以外の職員 △1
		校長、教員以外の職員	163	162	△ 1	
		計	1,255	1,259	4	
	エ 学校以外の教育機関	65	64	△ 1		
合 計	8,496	8,528	32			

※参考 他条例における定数改定増減

警察官以外の警察職員 (滋賀県地方警察職員の定員に関する条例)	0
------------------------------------	---

定数削減計画に基づく削減数(教育職、警察官以外の減員)

△ 16 (上記下線部の計)

これまでの削減実績	H23	H24	H25	H26	累計
	△ 31	△ 53	△ 20	△ 16	△ 120